

京都市告示第249号

平成21年10月8日京都市告示第269号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成24年12月1日から次のように改めます。

平成24年9月25日

京都市長 門川 大作

「

檜原市営住宅	第1棟から第13棟まで		0.7896
--------	-------------	--	--------

」

を

「

檜原市営住宅	第1棟	306号	0.9396
		その他	0.7896
	第2棟		0.7896
	第3棟	109号	0.9396
		その他	0.7896
	第4棟から第6棟まで		0.7896
	第7棟	203号	0.9396
		その他	0.7896
	第8棟	207号及び407号	0.9396
		その他	0.7896
	第9棟から第13棟まで		0.7896

」

に、

「

西野山市営住宅	第1棟から第15棟まで		0.7859
---------	-------------	--	--------

」

を

「

西野山市営住宅	第1棟	108号	0.9359
		その他	0.7859
	第2棟	201号及び305号	0.9359
		その他	0.7859
	第3棟		0.7859
	第4棟	202号及び206号	0.9359
		その他	0.7859
	第5棟及び第6棟		0.7859
	第7棟	202号	0.9359
		その他	0.7859
	第8棟	203号及び205号	0.9359
		その他	0.7859
	第9棟	301号	0.9359
		その他	0.7859
第10棟		0.7859	
第11棟	508号	0.9359	
	その他	0.7859	
第12棟から第15棟まで		0.7859	

」

に、

「

川西市営住宅	第1棟から第2棟まで		0.7956
--------	------------	--	--------

」

を

「

川西市営住宅	第1棟		0.7956
	第2棟	305号及び504号	0.9456
		その他	0.7956

」

に、

「

石田東市営住宅	第1棟から第9棟まで		0.7822
---------	------------	--	--------

」

を

「

石田東市営住宅	第1棟		0.7822
	第2棟	301号	0.9322
		その他	0.7822
	第3棟		0.7822
	第4棟	202号	0.9322
		その他	0.7822
第5棟から第9棟まで		0.7822	

」

に、

「

山科市営住宅	第3棟	末尾51号から68号まで	0.9384
		その他	0.8884

」

を

「

山科市営住宅	第3棟		0.9384
--------	-----	--	--------

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)